

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日とする)

(第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和56年4月1日 水曜日

## ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

### 目 次

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十六年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第十八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「本節」を「この節」に、「掲げる額」を「定める額」に改

め、同条の表の第一号中「資本の金額又は出資金額(保険業法(昭和十四

年法律第四十一号)に規定する相互会社にあつては、純資産額として法第

五十二条第一項の政令で定めるところにより算定した金額」を「資本等の

金額(法第二十三条第一項第四号の二に規定する資本等の金額をいう)に

改め、「超える法人」の下に「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)

に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの

及び」を加え、同条の表の第二号から第四号までの規定中「資本の金額又

は出資金額」を「資本等の金額」に改める。

第六十二条中「百分の三」を「百分の四」に改める。

第六十八条の二十を第六十八条の二十二とし、第六十八条の十九第一項

中「法附則第十一条の二第八項」を「法附則第十一条の四第八項」に、「

資金の貸付け」を「助成金の支給」に改め、同項第三号を次のように改め

る。

三 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

第六十八条の十九第二項中「法附則第十一条の二第八項」を「法附則第

十一条の四第八項」に改め、同条を第六十八条の二十一とする。

第六十八条の十八中「法附則第十一条の二第七項」を「法附則第十一

条の四第七項」に、「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第

十九条第三項第四号の資金(以下本条及び次条において「資金」という。)

の貸付け」を「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十三号)

第十八条第一項第三号の助成金(以下この条及び次条において「助成金」

という。)の支給」に改め、同条第三号を次のように改め、同条を第六十

八条の二十とする。

三 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

第六十八条の十七第一項中「法附則第十一条の第二項」を「法附則第十一条の四第二項」に、「法附則第十一条の第二項」を「法附則第十一条の四第一項」に、「たる書類を添付して」を「足る書類を添付して」に改め、同条第二項中「法附則第十一条の第二項」を「法附則第十一条の四第二項」に改め、同条を第六十八条の十九とする。

第六十八条の十六中「法附則第十一条の第二項」を「法附則第十一条の四第一項」に改め、同条を第六十八条の十八とし、第六十八条の十五の次に次の二条を加える。

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第六十八条の十六 法附則第十一条の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を第六十四条第一項の規定による申告をする際にあわせて知事に提出しなければならない。

- 一 土地の所在、地番、地目及び地積
- 二 土地の取得年月日

三 住宅の取得年月日又は取得予定年月日

四 住宅の構造及び床面積

(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第六十八条の十七 法附則第十一条の三第三項において準用する法第七十条の二十五第一項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の上に二年以内に住宅を取得することを証明するに足る書類を添付して第六十四条第一項の規定による申告を

する際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

- 一 土地の所在、地番、地目及び地積
- 二 土地の取得年月日

三 住宅の着工及び完成予定年月日又は取得予定年月日

四 住宅の構造及び床面積

2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法附則第十一条の三第三項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について準用する。

第一百一条第五項中「写」を「写し」に、「六月間」を「一年間」に改める。

第一百三条第三項中「六月間」を「一年間」に改める。

第一百四条第二項中「終つた日から六月間」を「終つた日から一年間」に改める。

第一百六条中「つど」を「都度」に、「終つた日から六月間」を「終つた日から一年間」に改め、同条第七号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第一百六条の二中「終つた日から六月間」を「終わった日から一年間」に改め、同条第五号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

附則第九項及び附則第十項を削り、附則第十項を附則第九項とし、附則第十二項から附則第十五項までを二項ずつ繰り上げ、附則第十六項の前に次の見出し及び二項を加える。

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

14 所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十二条の二の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額

の合計額が、二十七万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、昭和五十六年度分の個人の県民税に限り、第二十九条第一項の規定にかかわらず、所得割(第三十八条の二の規定によつて課する所得割を除く。)を課さない。

15 昭和五十六年度分の個人の県民税に限り、二十七万円に所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額が、法附則第三条の三第二項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に同項第二号に掲げる額を同号に掲げる額と同項第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十三条の二並びに法第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第二十五項中「及び第二十三項」を、「附則第十四項、附則第十五項及び附則第二十三項」に改める。

附則第三十四項中「第三十二項の規定の適用」を「附則第三十二項の規定の適用」に改め、同項第一号及び第二号中「この規定」を「同条」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に定めるもののほか、法附則第三十四条第三項に定めるところによる。

附則第四十四項を次のように改める。

(住宅の取得に対する不動産取得税の特例)

44 住宅の取得に対して課する不動産取得税の税率は、当該取得が昭和五十六年七月一日から昭和六十一年六月三十日までの間に行われたときに

限り、第六十二条の規定にかかわらず、百分の三とする。

附則第四十五項中「昭和五十五年度」を「昭和五十七年度」に、「法附則第十二条の三第一項」を「法附則第十二条の二第一項」に改める。

附則第四十九項中「法附則第三十二条第三項」を「法附則第三十二条第四項」に、「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六十二条の改正規定、第六十八条の十五の次に二条を加える改正規定及び附則第四十四項の改正規定並びに附則第六項及び附則第七項の規定は、昭和五十六年七月一日から施行する。

##### (県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の県民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第四十条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十二条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場

合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第四十二条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税の均等割として納付した、又は納付すべきであつた県民税の均等割については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 新条例第六十二条の規定は、昭和五十六年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 前項の規定にかかわらず、改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第六十二条の規定は、昭和五十六年一月一日前に家屋で住宅以外のもの(以下この項において単に「家屋」という。)の新築の工事に着手した者が、当該家屋を当該新築により取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該家屋の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたときに限り、なおその効力を有する。

8 施行日から昭和五十六年九月三十日までの間に行われる地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十五号)第一条の規定による改正前の地方税

法附則第十一条の二第七項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告、徴収猶予に関する申請及び還付申請は、旧条例第六十八条の十八及び第六十八条の十九の規定の例により行うものとする。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

9 新条例第一条、第三条、第四十条、第六十条及び第六十条の二の規定は、施行日以後に作成される領収証の写し若しくは領収証となるべき書類の写し又は使用が終わるチケット若しくは帳簿の保管について適用し、施行日前に作成される領収証の写し若しくは領収証となるべき書類の写し又は使用が終わるチケット若しくは帳簿の保管については、なお従前の例による。